

令和3年山形村議会第1回定例会

議事日程（第1号）

令和3年3月1日（月曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和3年3月1日

(11日間)

至 令和3年3月11日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 施政方針演説

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 6 承認第 1号

日程第 7 同意第 1号

日程第 8 諮問第 1号

日程第 9 議案第 1号

日程第10 議案第 2号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第11 議案第 3号

日程第12 議案第 4号

日程第13 議案第 5号

日程第14 議案第 6号

日程第15 議案第 7号

日程第16 議案第 8号

日程第17 議案第 9号

日程第18 議案第10号

日程第19 議案第11号

日程第 2 0 議案第 1 2 号
日程第 2 1 議案第 1 3 号
日程第 2 2 議案第 1 4 号
日程第 2 3 議案第 1 5 号
日程第 2 4 議案第 1 6 号
日程第 2 5 議案第 1 7 号
日程第 2 6 議案第 1 8 号
日程第 2 7 議案第 1 9 号
日程第 2 8 議案第 2 0 号
日程第 2 9 議案第 2 1 号
日程第 3 0 議案第 2 2 号
日程第 3 1 議案第 2 3 号
日程第 3 2 議案第 2 4 号
日程第 3 3 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	9 番 竹 野 入 恒 夫 君
1 0 番 小 林 幸 司 君	1 1 番 小 出 敏 裕 君
1 2 番 福 澤 倫 治 君	1 3 番 三 澤 一 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	総務課長兼 会計管理者 上條憲治 君

企 画 振 興 課 長	藤 沢 洋 史 君	税 務 課 長	箕 町 通 憲 君
住 民 課 長	中 川 俊 彦 君	保 健 福 祉 課 長	篠 原 雅 彦 君
子 育 て 支 援 課 長	堤 岳 志 君	産 業 振 興 課 長	村 田 鋭 太 君
建 設 水 道 課 長	古 畑 佐 登 志 君	教 育 次 長 (教 育 政 策 課 長)	小 林 好 子 君
総 務 課 財 政 係 長	児 玉 佳 子 君		

事務局職員出席者

事務局長	宮 澤 寛 徳 君	書 記	上 條 美 季 君
------	-----------	-----	-----------

◎開会宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。これより、令和3年第1回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染抑制を図るため、今定例会においても、マスクの着用など、感染防止策へのご理解とご協力を改めてお願いいたします。

次に、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） 全員が出席で、定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、12番、福澤倫治議員、1番、春日仁議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三澤一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月19日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を、本日から3

月 11 日までの 11 日間にすべきものと決定いたしました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から 3 月 11 日までの 11 日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ・行政報告

○議長（三澤一男君） 日程第 3、村長より行政報告を兼ねて、招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 皆さん、おはようございます。令和 3 年第 1 回山形村議会定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様にはご多用の中、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、過日行われました山形村村長選挙におきまして 2 期目の当選の栄に浴しました。村民の皆様への期待に応えられるよう、誠心誠意職務に取り組んでまいります。議員の皆様にはより一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

また、過日、小林副村長より辞職の申出がございました。副村長の任期は令和 4 年 3 月 18 日でございますが、この 3 月 28 日をもって、退職することとなりました。

小林副村長には、当村では初めての女性副村長として、1 期目の不慣れな村長をきめ細かな対応で支えていただきました。

山形村の男女協働参画社会の先駆けとして、特に村政において功績を残されたことに、村民を代表し、改めて敬意と感謝を申し上げます。

小林副村長、大変、長い間、お疲れさまでございました。

さて、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症に翻弄された年でありました。村民の皆さんの生命に関わる感染症の防止対策を行いながら、一方では地域の経済を回すことの両立の難しい村政運営に腐心してまいりました。

松本圏域では、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長より、感染陽性者数が増加する中、1 月 8 日、感染警戒レベル 5 に引き上げられ、特別警報 2 が発令されました。

それぞれ県民の皆さんの、より一層の感染防止対策の徹底にご協力をいただき、幸い2月16日には、長野県下全域が昨年の11月3日以来の警戒レベル1に引き下げられました。

コロナ感染症の終息には、もうしばらく時間を要しますが、4月以降、順次計画されております予防接種の実施など、コロナ対策も守りから攻めに転じる明るい兆しも見えております。今後は、アフターコロナに向けての施策の準備にも努めてまいります。

さて、12月の定例会以降の工事の発注状況につきましては、お手元に配付させていただきました資料の「工事の発注状況」を御覧いただきたいと思います。

本日、提案いたします議案は、専決処分の承認1件、人事案件2件、一部事務組合規約の変更2件、辺地総合計画の策定、村道認定、太陽光発電施設に係る条例の制定、また条例の一部改正など9件、令和2年度補正予算6件、令和3年度予算7件の計27件であります。

議員各位には、早春の寒暖差の激しい季節でありますので、健康に十分ご留意をいただき、本日も提案いたしましたそれぞれの議案にご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。招集のあいさつといたします。

◎諸般の報告

○議長（三澤一男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告から説明員の出席要求につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎施政方針演説

○議長（三澤一男君） 日程第5、施政方針演説を行います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 私の村長任期4年が、この3月16日に満了になりますことから、今定例会に提出いたしました新年度予算は、骨格予算であります。

今回の令和3年度の施政方針は、慣例により4月開催の臨時議会において提出いた

します。本定例会では、これまでの4年間の村政について、公約に沿って述べさせていただきます。

先人が築いてきた、活力に満ちた自然豊かな山形村に誇りを持ち、次世代に引き継ぐことが、村政運営を任された私の大きな役割と認識し、この村に住んでよかったと思える村民主役の住みがいのある村づくりを目標に、大きくは7つの項目を掲げて村政の運営に努めてまいりました。

第1の、安心で住みよい村づくりであります。特に子育て支援の充実に取り組んでまいりました。

保育料については、昨年度から3歳以上の園児については、一律保育料が無料となりました。村の独自の事業では、病後児保育・産後ケア事業・子育てショートステイ事業を開始しました。

小学校の25人規模学級の導入では、基本的に、低学年（1・2学年）は30人までとし、中高学年（3年から6年まで）は35人以下学級とする。ただし、それぞれの学年の実情を考慮し、学校現場の意見を尊重しながら柔軟に対応しております。

路線バス、コミュニティバス、福祉バスなどの運行の改善を行い、高校生の通学手段の確保のため、路線バスについては、通勤通学などに対して半額補助を行っております。

第2の、農業と自然が輝く村づくりについては、畑地かんがい施設などの老朽化した農業基盤の再整備、山林資源や自然を生かした里山の再生を目指してまいりました。

風食防止策については、風食防止対策の検討委員会を設置し、研究を進めてまいりました。委員会の提言を受け、ソルゴの播種や風食注意報の情報提供などを行ってまいりました。

第3の、村民主役の村づくりについては、地域コミュニティの検討委員会を設置し、様々な立場から検討を行っていただきました。街灯の電気料の全額村費負担や役員の負担軽減などについては委員会からの提言を参考に改善を行ってきました。

農村青年会議や商工会青年部などと意見交換、役場職員とのグループでの意見交換会など、広く様々な意見をお聞きし、行政運営の参考にさせていただいてきました。

第4の、福祉施策と高齢者支援の充実にあります。高齢者の交通手段を確保するため、福祉バスの運行を2台体制にし、利便性の向上に努めてきました。

介護予防策としては、村民の皆様とともに健康寿命延伸のため、元気なお年寄りが少し高齢のお年寄りを支える自主的な活動の支援などを行っております。

第5の、文化や資源を生かした観光事業については、本村では初めて地域おこし協力隊4名を採用し、1人の方は観光事業の推進の活動をしております。

また、令和3年度から山形村と朝日村で、それぞれの観光資源を有効に活用できるよう、互いに連携し、観光事業の推進をすることを、村長レベルで確認をいたしました。

第6の、自主財源の確保、効率的な財政運営については、本格的な行財政改革を進めるに当たり、まずは身近な事務事業の改善を行うため、各課から代表の職員で研究会を開き、事業の改善案の検討を行いました。また、昨年、村の提案制度を活用した、職員の事務事業に対する改善案2件が出されました。

これらの提言を受けて、長年に修正されなかった公共施設の火災保険など保険料の見直しや施設の利用実績のデータの活用などの問題提起がされ、課長会で確認の上、担当各課で対応に着手しております。

7番目の村民の要望に応える柔軟な行政組織、防災や情報化への対応など、職員が共通の情報を共有できるよう心がけ、様々な課題に取り組んでおります。

また、組織の財産であります人材の育成については、多様化する様々な行政課題に対応するため、組織の枠を越えた柔軟な組織運営ができる職員の育成に努めてまいりました。

公約以外の主な行政課題ではありますが、1つは防災対応であります。

台風19号による豪雨災害などにより、当村においても防災に対する対応が重要課題となりました。避難場所の整備やハザードマップ、また地域防災計画の見直しなどの対応を行いました。

コロナ対策では、生活応援支援金や飲食店への支援金、商工業者の経営悪化の補てん事業など令和2年度に総額3億円を超える事業を実施しております。

以上、4年間の主な施策について報告をさせていただきました。

◎承認第1号

○議長（三澤一男君） 日程第6、承認第1号「令和2年度山形村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 日程第6、承認第1号「令和2年度山形村一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

令和2年度の一般会計補正予算第7号については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年2月12日に専決処分をし、同条第3項の規定により、これを議会に報告するものであります。

この一般会計補正予算第7号であります。歳入歳出にそれぞれ781万7,000円を追加し、補正後の補正予算を49億8,352万2,000円とするものです。

主な内容としましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、保健福祉センター費、予防費に所要額を計上したほか、商工費では、商品券事業への補助金及び緊急事態宣言の影響を受け減収となっている飲食店を支援するための費用を計上し、事業が完了、または決算の見込みがついた事業については減額としているものであります。

以上、よろしくお願いたします。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、承認第1号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。

よって、承認第1号は、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで休憩します。休憩。

(午前 9時19分)

○議長(三澤一男君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

(午前 9時28分)

○議長（三澤一男君） それでは、承認第1号について質疑、討論、採決を行います。

初めに質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑がないので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

承認第1号については、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎同意第1号・諮問第1号

○議長（三澤一男君） 日程第7、同意第1号「山形村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」及び日程第8、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、人事に関する議案でありますので、一括議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 同意第1号「山形村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産の評価に対する不服を審査決定するために市町村に設置するものとして地方税法に定められ、山形村税条例第78条により3人の委員で組織されております。

この3人のうち、中村俊春氏につきましては、本年4月19日をもって3年間の任期満了となるため、後任として山形村1342番地、平沢隆一氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

固定資産の評価という適正と均衡の確保が求められる問題に関する不服の処理は、

村の固定資産の実態を熟知し、中立公正で慎重に審議を行うことが重要であり、平沢隆一氏に委ねることが適当と考え、選任したいと思います。

つきましては、本件にご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案説明を申し上げます。

「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。現在人権擁護委員であります中村哲久委員が、6月30日をもって任期満了となることから、法務大臣から山形村長に対し、長野地方法務局長を通じて委員候補者の推薦依頼がありました。

つきましては、新たに下竹田区南中連絡班の山中秀樹氏を推薦したいと考えておりますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、村議会の意見を聞いて、法務大臣に委員候補者を推薦することとなっているため、議会の意見をお聞かせ願うものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、同意第1号及び諮問第1号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。

よって、同意第1号及び諮問第1号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで休憩します。休憩。

（午前 9時33分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

（午前 9時38分）

○議長（三澤一男君） それでは、先ほど議題としました日程第7、同意第1号の議案

についてお諮りいたします。

本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) 討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第8、諮問第1号の議案についてお諮りいたします。

本案件も、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

諮問第1号について、原案のとおり答申することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、諮問第1号については原案のとおり答申することに決定しました。

◎議案第1号・議案第2号

○議長(三澤一男君) 日程第9、議案第1号「松本市・山形村・朝日村中学校組合規約の変更について」及び日程第10、議案第2号「松塩地区広域施設組合規約の変更について」を一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第1号「松本市・山形村・朝日村中学校組合規約の変更について」の提案説明を申し上げます。

松本市副市長定数条例の一部が改正され、副市長の定数が「1人」から「2人以内」に改正されました。この条例の改正に伴い、「松本市・山形村・朝日村中学校組合規約」に必要な変更が生じたため、当該組合規約の変更にあたり、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号「松塩地区広域施設組合規約の変更について」の提案説明を申し上げます。

議案第1号と同様に、松本市の副市長が2人体制となったことを受けて、松塩地区広域施設組合の副管理者の選定にあたり、副市長が2人ある場合の取扱いを明記するための規約変更について、当村議会の議決を求めるものであります。

ご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、議案第1号及び議案第2号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで休憩します。休憩。

（午前 9時42分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

（午前 9時47分）

○議長（三澤一男君） それでは、議案第1号から、順次、質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第9、議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑がないので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑がないので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

議案第2号については、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（三澤一男君） 日程第11、議案第3号「山形村辺地総合整備計画の策定について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第3号「山形村辺地総合整備計画の策定について」の提案説明を申し上げます。

「辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条の規定によりまして、美野里ヶ丘辺地地域の公共的施設整備について、総合整備計

画を策定するものであります。

ご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤澤洋史君） それでは、議案第3号、辺地整備計画について補足説明を申し上げます。

この総合整備計画につきましては、辺地における公共施設を整備する際に、辺地対策事業債を活用する上で必要となる計画であります。

これまでの辺地に関わる総合整備計画を策定し、事業を実施してまいりましたけれども、前回計画の対象期間が終了したために、今回新たに向こう5年間の事業計画を策定するものであります。先般県との協議を終えまして、今回の提案ということになっております。

計画の内容につきましては、御覧いただく議案書につけてあります計画のとおりでございます。

以上です。

○議長（三澤一男君） 担当課長の説明が終わりました。

それでは、議案第3号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質問はありませんか。

百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 総合整備計画書案の1番の（3）「辺地度点数」とありますが、この辺は辺地度が高いのでしょうか、低いのでしょうか。その辺は最高何点、最低何点ということなのでしょう。教えていただきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤澤洋史君） ご質問の辺地の点数というところでございますけれども、基準に沿って辺地の計算式がありまして、それに沿った表の中に組み込んだものによりますと、山形村の美野里地区については103点ということになっております。

たしか100点以上が辺地の対象になるかと思われましたので、そこら辺の詳細はまた詳しく追ってお伝えをしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 分かりました。その点数によって補助金等の比率が変わってく

るのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤澤洋史君） 辺地債の計画になりますので、辺地債については充当率、算定率ともに点数によっての変更は特にありません。

○議長（三澤一男君） ほかに質疑はありませんか。

小出議員。

○11番（小出敏裕君） 細かいことで申し訳ないのですけれども、次のページに「公共施設の整備計画」がありまして、全部で4つ書いてあるわけなのですけれども、これは何か優先順位とかそういうものは特に決めているのでしょうか。どこから取り始めるということ。お願いします。

○議長（三澤一男君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤澤洋史君） 特に優先順位等の定めはございません。向こう5年間で計画されるであろう事業について拾い出しをさせていただきます。事業費についても概算で計上という形になっております。

○議長（三澤一男君） 小林議員。

○10番（小林幸司君） 公共事業の整備のところの2項目め、村道1級6号改良というところがございますが、村道ということなので山形村の敷地内ということで確認をするのですけれども、秋の季節になりますと清水のダム上部の道路際に村内の人ではない人たちの駐車が多く見られるというのは、皆さんも確認していると思いますが、その地点の改良はこれから計画すると思いますが、どのような計画、どんな感じで考えているか教えていただきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） そちらの件につきましては、私からご説明いたします。

今回のこの事業費として計上している分につきましては、一部1級6号線の道路沿いで擁壁を組んである部分があるのですけれども、そちらが少し崩落している部分、危険が迫ってきている部分がございます、そちらの改良工事ということで、この中に計画として盛り込んでいるものでございます。ですので、駐車場の関係につきましては、この事業費の中には含まれていないということになります。以上です。

○議長（三澤一男君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第4号

○議長（三澤一男君） 日程第12、議案第4号「山形村道路線の認定について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第4号「山形村道路線の認定について」の提案説明を申し上げます。

今年度におきまして、宅地造成により寄付を受けました道路2路線を村道とするため、道路法第8条第2項の規定により、議会の認定に付すものであります。

ご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第4号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第5号

○議長（三澤一男君） 日程第13、議案第5号「山形村太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の制定について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第5号「山形村太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関

する条例の制定について」の提案説明を申し上げます。

地球温暖化により再生可能エネルギーの需要が高まり、事業系の太陽光発電施設が各地に建設される中、同時に様々なトラブルも報告され、各自治体では条例整備などによる独自のルール作りが盛んに行われています。

本村においては、近年の異常気象による様々な災害の発生や、景観への影響、優良農地の確保などの観点から、設置を抑制すべき区域を明確にする一方、事業者には住民の生活環境への配慮を前提に、事業計画の丁寧な説明と合意形成、安心安全な事業の運営を求める内容の条例を制定することといたしました。

ご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） それでは、補足をさせていただきます。

この条例案につきましては、11月に皆さんに全協でお示しをした内容とほぼ変わらない内容で作成しております。

主な中身といたしましては、太陽光発電関係の事業計画に当たって、必ず住民説明会を行ってくださいということ。そして地域との合意形成を図ってくださいということ。それから災害リスクの高い場所では連絡班を単位とした地域の同意を得てくださいということ。それから施設の設置に関する一定の基準を規定するというございます。それとともに設置した後の維持管理あるいは事業者の責任というものについて明確化するといった内容を定めるものでございます。

昨年の9月から村民の皆さんに趣旨や経過をお知らせするとともに、議会の皆さんをはじめ、村内の関係する各種機関の皆さんにも内容の説明や意見聴取を行いながら、この12月にホームページ、それから回覧文書などにより、村民の皆さんにお知らせをして、意見公募などをしてまいりました。

上程した条例案につきましては、そうした機会に頂いた意見も反映して、また近隣の自治体の内容とも大きな差が生じないように考慮して作成をいたしました。

ご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（三澤一男君） 以上で、詳細説明が終わりました。

それでは、議案第5号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第6号

○議長（三澤一男君） 日程第14、議案第6号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 議案第6号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

第7期介護保険事業計画は、今月をもって終了します。この1年間かけて作成した第8期計画が来月よりスタートとなります。

令和3年4月から3か年の介護サービス給付費や65歳以上の被保険者数等を推計し算定した結果、介護保険料の月額基準額を5,990円から5,700円に改正するものであります。

ご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第6号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第7号～議案第10号

○議長（三澤一男君） 日程第15、議案第7号から日程第18、議案第10号までを

一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第7号から議案第10号までの議案について、まとめて提案説明を申し上げます。

議案第7号「山形村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第8号「山形村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第9号「山形村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「山形村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の、4件の提案説明を申し上げます。

いずれも「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の施行に伴い、「感染症の予防及びまん延防止のための措置」「非常災害発生時における業務継続計画の作成」「虐待防止への措置」「電磁的記録による記録を可能にすること」等について所要の改正を行なうものであります。

ご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終了しました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第7号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長(篠原雅彦君) ありません。

○議長(三澤一男君) 次に、議案第8号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長(篠原雅彦君) ありません。

○議長(三澤一男君) 次に、議案第9号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長(篠原雅彦君) ありません。

○議長(三澤一男君) 次に、議案第10号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長(篠原雅彦君) ありません。

○議長(三澤一男君) 以上で、詳細説明が終わりました。

それでは、議案第7号から議案第10号について、一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合も、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質問はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第11号

○議長（三澤一男君） 日程第19、議案第11号「山形村保健福祉センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 議案第11号「山形村保健福祉センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

保健福祉センター運営委員会において、閉館時間について検討をいただいたところ、施設の利用状況を勘案すると現在の午後10時から午後9時に変更したほうがよいとの結論に至ったため、条例の一部を改正するものであります。

ご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 以上で、詳細説明が終わりました。

それでは、議案第11号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第12号～議案第17号

○議長（三澤一男君） 日程第20、議案第12号から日程第25、議案第17号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第12号から議案第17号までの令和2年度補正予算6件について提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年度の締めくくりの補正予算であり、各会計の歳入歳出を適正に把握、精査の上、編成したものであります。

まず、議案第12号「令和2年度山形村一般会計補正予算（第8号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第8号は、歳入歳出に2,944万7,000円を追加し、補正後の予算規模を50億1,296万9,000円とするものであります。

主な歳入予算では、村税に890万6,000円、地方交付税に1,005万円を追加する一方、繰入金で1,311万円を減額するなど、所要額を計上いたしました。

歳出予算では、事務事業の確定等に伴い、各款で減額しているところではありますが、諸支出金の基金費に1億160万1,000円を追加計上いたしました。

第2条の地方債の補正では追加2件、変更1件の補正を行いました。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

次に議案第13号「令和2年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」の提案説明を申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ522万3,000円を追加し、総額を10億3,623万円とするものです。

歳入では、新型コロナウイルス感染拡大の影響による税収の減少を全体でおよそ3,390万円見込みました。そのほか、保険税の減免分を措置する災害臨時特例補助金で今回措置される額が決定し、後年度の特別調整交付金に反映されることとなった、およそ170万円を減額しております。

一方で、本年度途中まで比較的低くめに推移していた保険給付費が、ここへ来て増え始めたことにより、この動きに合わせて普通交付金の増額を計上しました。

歳出では、その給付費をおよそ1,000万円増額し、ほかに新型コロナ対策で計上した傷病手当金の不用見込額、中止した集団健診の委託料などを減額しております。

次に議案第14号「令和2年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

の提案説明を申し上げます。

歳入は、保険料に特別徴収、普通徴収合わせて75万9,000円を追加し、昨年度分の保険料として繰越金36万8,000円を追加しております。一般会計繰入金は、基盤安定負担金の確定により、19万6,000円を減額しました。

歳出は、保険料の増加に伴う県広域連合納付金の追加計上が主なものとなっております。

歳入歳出それぞれに82万9,000円を計上し、総額を8,085万3,000円とするものです。

次に議案第15号「令和2年度山形村介護保険特別会計補正予算（第4号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算第4号は、歳入歳出を1,005万7,000円減額し、総額を7億5,996万2,000円とするものです。

歳入では、保険料を2,512万9,000円増額し、国庫支出金を1,140万2,000円、支払基金交付金を1,331万6,000円、県支出金を305万1,000円、一般会計繰入金を729万5,000円、それぞれ減額しております。

歳出では、総務費を172万8,000円、保険給付費を672万3,000円、地域支援事業費を164万8,000円減額するものであります。

次に議案第16号「令和2年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

清水高原簡易水道特別会計補正予算第3号は、歳入歳出予算をそれぞれ34万3,000円減額し、総額を1,636万5,000円とするものです。

歳入予算では、使用料及び手数料を57万5,000円減額し、繰入金を7万7,000円、繰越金を15万5,000円計上し、歳出予算では、一般管理費を7,000円、浄水給水施設管理費33万6,000円減額するものであります。

次に議案第17号「令和2年度山形村下水道事業会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

下水道事業会計補正予算第1号は、資本的収支予算のうち、収入の国庫補助金400万円を計上し、支出では建設改良費の委託料に1,224万円を計上するものであります。

以上、議案第12号から議案第17号までの令和2年度補正予算6件について、提案説明を申し上げます。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

ご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第12号についての詳細説明はありますか。

上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） それでは、令和2年度山形村一般会計補正予算第8号の補足説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第8号は、第1条で、歳入歳出予算の補正。第2条で地方債の補正を行うものでございます。

初めに、歳入歳出予算の補正ですが、補正予算書2ページ、3ページを御覧いただきたいと思います。主なものだけ申し上げます。

1款、村税に890万6,000円、10款、地方交付税に1,005万円、21款、村債に3,113万円を追加する一方、12款、分担金及び負担金から506万8,000円、18款、繰入金から1,311万円を減額するなど、所要額を計上いたしました。

4ページ、5ページを御覧いただきたいと思います。

歳出予算では、事務事業の確定等に伴い、各款で減額しているところではありますが、6款、農林水産業費に868万1,000円、8款、土木費に2,891万5,000円、13款、諸支出金の基金費に1億160万1,000円を追加計上いたしました。

6ページを御覧いただきたいと思います。

第2表の地方債補正についてであります。上段の表で2件の事業を追加し、緊急自然災害防止対策事業債につきましては1,860万円、減収補てん債については253万円に、それぞれ限度額を設定するものであります。

また、下段の表は公共事業等債について起債限度額を2,582万円から3,582万円に変更する補正であります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第13号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第14号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第15号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第16号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第17号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 以上で、詳細説明が終わりました。

それでは、議案第12号から議案第17号について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

小出議員。

○11番（小出敏裕君） 内容のことではないのですが、訂正をしていただきたいと思ひまして、述べさせていただきます。

議案第12号から全部なのですが、歳入歳出の追加になったもの、そのときに「総額から」という表記が結構ありますね。それで総額は追加の場合には「に」ですよね。それから減額のところでは「から」という、そこら辺が今回についてはバラになっているのです。それがどういうわけなのか。直していただきたいと思ひますので、お願いいたします。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 追加の場合は「総額に」で、減額の場合は「総額から」が適当なのかなと思ひます。次から気をつけたいと思ひます。

○議長（三澤一男君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第18号～議案24号

○議長（三澤一男君） 日程第26、議案第18号から日程第32、議案第24号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第18号から議案第24号までの令和3年度山形村一般会

計1会計、特別会計4会計、及び公営企業会計2会計の合計7会計に係る当初予算について、提案説明を申し上げます。

まず、議案第18号「令和3年度山形村一般会計予算」の提案説明を申し上げます。

ご承知のとおり、村長の現在の任期満了はこの3月16日となっているため、原則として、政策的経費を除き、経常的・継続的な事業のみの骨格予算として編成をいたしました。

令和3年度の一般会計の当初予算の規模は、前年度比5.3%減の34億7,700万円となっています。

前年度と比較して大きく増減あるものとしては、歳入予算では、村税で9.7%、9,670万円の減、地方譲与税で27.6%、1,270万円の減、村債で35.4%、1億790万円の減となっている一方、国庫支出金では4.8%、1,428万3,000円の増、繰入金では14.4%、2,633万3,000円の減となっています。

歳出予算では、衛生費で13.9%、4,900万4,000円増となっている一方、民生費で2.5%、2,669万4,000円の減、土木費では11.9%、4,761万5,000円の減、教育費では30.2%、1億4,250万円減となっております。

第2条の「債務負担行為」では、総合計画策定業務委託料ほか1件を計上しており、限度額合計では616万1,000円を債務負担行為として定めております。

第3条の「地方債」は、昨年度に引き続き県営競争力強化基盤整備事業として、公共事業等債を限度額1,850万円、臨時財政対策債の限度額1億7,800万円の2件を予算で定めるものであります。

第4条から第5条までは、「一時借入金」及び「歳出予算の流用」の事項に関して、地方自治法のそれぞれの規定により、予算で定めるものであります。

詳細につきましては、予算及び予算に関する説明書のとおりであります。

次に議案第19号「令和3年度山形村国民健康保険特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

新年度の国民健康保険特別会計の当初予算は、前年度当初と比較して3%、およそ3,000万円増の総額10億2,780万3,000円としております。

歳入の主なところでは、新型コロナウイルスの影響も反映し、国民健康保険税の収入を前年より若干控えめに算定いたしました。また、保険給付費の動向が読みにくい中で、年度途中の財源不足を起こさないよう、支払準備基金から繰入金を当初から膨らめて計上しました。

歳出の主なものは、その保険給付費を3.8%、およそ2,600万円増額するとともに、県に納付する事業費納付金を、12月時点で推計値を参考に前年比660万円増の3億1,200万円と見込みました。また、本年度新型コロナの感染防止のため実施しなかった集団健診は、通常どおりに行うことを想定し、予算も従来と同様に計上しております。

次に議案第20号「令和3年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の当初予算は、歳入歳出で前年度比310万円増の8,311万9,000円となっております。保険料収入と基盤安定負担金から構成される予算であります。高齡化社会で被保険者の増加が続いており、これが一番の要因となっております。

次に議案第21号「令和3年度山形村介護保険特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計の当初予算は、前年度当初と比較してマイナス3.8%減の総額7億765万円8,000円であります。令和3年度は第8期介護保険事業計画の初年度になります。

主な内容は、歳入では、介護保険料1億5,379万7,000円、国庫支出金1億5,241万3,000円、支払基金交付金1億8,118万9,000円、県支出金1億169万9,000円、一般会計繰入金1億493万7,000円。

歳出では保険給付費6億5,814万8,000円、地域支援事業費3,904万5,000円を計上しました。

次に議案第22号「令和3年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

令和3年度山形村清水高原簡易水道特別会計の予算額は1,669万4,000円で、前年度当初予算と比較し、2万4,000円の増となっております。

予算の主な内容であります。歳入では、水道使用料に473万9,000円、繰入金に1,179万7,000円を見込みました。

歳出では、経営管理費に523万3,000円、公債費に1,135万5,000円を計上いたしました。

次に議案第23号「令和3年度山形村水道事業会計予算」の提案説明を申し上げます。

収益的収支予算では、収入で、水道事業収益に2億2,321万6,000円を見込み、支出

では水道事業費用に1億8,058万4,000円計上しました。

資本的収支予算では、収入で、負担金に160万2,000円を見込み、支出では、建設改良費に9,148万9,000円、企業債償還金に2,249万5,000円を計上しました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,238万2,000円につきましては、消費税収支調整額と過年度損益勘定留保資金で同額を補てんしようとするものです。

次に議案第24号「令和3年度山形村下水道事業会計予算」の提案説明を申し上げます。

収益的収支予算では、収入で、下水道事業収益に4億2,429万7,000円を見込み、支出では下水道事業費用に3億5,972万8,000円計上しました。

資本的収支予算では、収入で、他会計負担金など1億1,695万3,000円を見込み、支出では、建設改良費に1,100万円、企業債償還金に2億6,374万8,000円、基金繰入支出に18万円を計上しました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,797万5,000円につきましては、消費税収支調整額と当年度損益勘定留保資金及び過年度未処分利益剰余金で同額を補てんしようとするものです。

以上、議案第18号から議案第24号までの令和3年度の当初予算7件について、提案説明を申し上げます。詳細につきましては、予算及び予算に関わる説明書のとおりであります。

ご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第18号についての詳細説明はありますか。

上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） それでは令和3年度山形村一般会計予算の補足説明を申し上げます。

初めに、予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。

令和3年度の一般会計予算は、第1条が歳入歳出予算、第2条が債務負担行為、第3条が地方債、第4条が一時借入金、第5条が歳出予算の流用という内容になっております。

3月16日までが現在の村長の任期でありますので、政策的なもの、あるいは投資

的なものにつきましては、原則的には今回の予算からは外しております。令和3年度の第1回の補正予算でそれらを計上していくこととしたいと思っておりますので、説明については簡単に申し上げたいと思っております。

初めに、1ページの第1条、歳入歳出予算であります。金額につきましてはそこにありますとおり、34億7,700万円でありまして、前年度に比べて5.3%減となっております。

第1表の歳入歳出予算については、歳入が2ページから4ページまで、歳出が5ページから7ページまでとなっております。

8ページを御覧いただきたいと思っております。第2表の債務負担行為であります。1行目の村の総合計画策定業務委託料は、令和4年度において450万円の限度額を設定。それから、2行目の自動体外除細動器借上料につきましては、令和4年度から令和10年度までで166万1,000円の限度額を設定するというものであります。

9ページを御覧ください。第3表の地方債であります。2件の起債目的について、それぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法について設定するものであります。

それから、10ページを御覧いただきたいと思っております。歳入歳出予算事項別明細書で11ページまでが歳入、12ページまでが歳出になっております。

この表の中の右端の構成比で説明を申し上げますと、一番大きいのが10款、地方交付税でありまして、35.9%と、大きなウエートを占めております。次が1款の村税でありまして、26%であります。それから、14款の国庫支出金と15款の県支出金、合計で15.3%になりますが、これらが村の一般会計の収入に占める割合が高くなっているというものであります。

それから、12ページの歳出につきましても、どのような構成になっているか申し上げますと、3款の民生費が30.5%で最も多くの割合を占めております。次が2款、総務費の16.5%、3番目が4款、衛生費で11.5%、以下、10.2%の8款、土木費、10款、教育費の順に大きな割合となっております。

詳細につきましては、予算及び予算に関する説明書のとおりであります。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第19号について、詳細説明はありますか。

中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） それでは、若干、補足の説明をさせていただきます。

予算書の147ページを御覧ください。歳入歳出予算の事項別明細書から、提案説

明で歳入歳出のうち主なものを申し上げたわけですが、それ以外で若干付け加えますが、歳出側の給付額増額の見込みに合わせまして、県からの交付金を2,660万円ほど増額しております。

次のページの歳出については申し上げたとおりであります。新型コロナの影響がどう出てくるのか非常に計りがたいところではありますけれども、それとは別に、本年度のように給付額が年度内で大きく動くということも想定して、歳入歳出のバランスを整えた内容となっております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第20号について詳細説明はありますか。

中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） それでは、後期高齢者医療の特会についてです。

同じく予算書の168ページの事項別明細書を御覧ください。構成のご説明ということですが、ご案内のように、後期高齢者医療制度はその運営母体が県の広域連合であります。村の特別会計は主に保険料の徴収の部分を担当しておりまして、歳入はその保険料とあと基盤安定の繰入金、歳出は、歳入の大部分を広域連合に支払う県の納付金が占めております。

被保険者の増加という現象があるわけですが、これは全国共通の社会的なことでありまして、本村ではその影響を含め、全体で前年比約3.9%の増額で当初予算を編成いたしました。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第21号についての詳細説明はありますか。

篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） それでは介護保険特別会計予算をお願いしたいと思います。

先ほどの提案説明にもございましたように、保険料額につきましては今回8回目の算定ということになるのですが、初めて減額することができたということでございます。予算の内容につきましても、その5,700円の基準額をベースに歳入歳出の計算をしているというところでございます。

歳出につきましては、保険給付費が支出の大部分を占めるということになっていまして、細々な内容の部分につきましては、今年度の実績を勘案した中で3年度もそれぞれのサービス給付費の見込みを立てているというところでございます。

ちょっと心配されるのが、最近、この周辺市村もそうなのですけれども、施設の関係の給付が伸びているという状況で、山形についてもその状況は見えてきているのかなということで、2年度と3年度と比較しまして、施設介護サービス費につきましては、若干、3,800万円ほど、前年対比で増額ということで、予算を組んでおります。いずれにしましても、今後、高齢者がどんどん増えてくるところでございます。介護予防事業も合わせた中で健全な財政運営ということで進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第22号についての詳細説明はありますか。

古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） それでは、若干補足説明をさせていただきます。

予算書の218ページを御覧いただきたいと思いますが、こちらの歳入でございます。使用料及び手数料が、前年度比で72万円の減となっております。

この要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みまして、スカイランドきよみずの集客減によります水道使用料の減少を見込んだものでございます。

それから、219ページの歳出につきましては、全体で前年度比2万4,000円の増ということで、前年とほぼ同様に経常経費のみの計上となっております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第23号についての詳細説明はありますか。

古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） それでは水道事業会計につきまして詳細説明を申し上げます。

予算書の227ページになります。こちらの第2条というところがありますが、業務の予定量であります。給水戸数を3,260戸、年間の総給水量を99万7,000㎥と見込んでおります。

その次の、第3条の収益的収支でございます。収入につきましては、前年度比で78万5,000円の増となっております。

主な収入としましては水道使用料として2億513万4,000円を見込んでおります。

支出につきましては、前年度比1,791万7,000円の減となっております。

支出につきましては、松塩水道用水の水管橋の補修工事の負担金といったようなものを計上してございますが、減額になっている要因としましては、前年度において、ろ過材の入替工事を実施したためでございます。

それから、次の228ページを御覧いただきたいと思います。こちらは第4条と書いてあるところ資本的収支でございます。

収入では、消火栓の工事に伴います一般会計負担金として160万2,000円を見込んでおります。全体では前年度比で87万7,000円の増となっております。

それから支出でございますけれども、前年度比で73万2,000円の減となっております。

こちらの建設改良費の主な支出といたしましては、配水管の布設替工事に8,800万円を計上しております。

以上になります。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第24号についての詳細説明はありますか。

古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） それでは引き続き、下水道事業会計の詳細説明です。

予算書249ページになります。こちらの第2条の業務の予定量であります。水洗化人口は8,640人、年間総処理水量を80万8,000m³と見込んでおります。

それから、第3条の収益的収支でございますけれども、収入につきましては、前年度比で2,196万6,000円の減となっております。

主な収入としましては、下水道使用料の1億7,724万5,000円を見込んでおります。

支出につきましては、前年度比で4,529万4,000円の減となっております。

こちらは収入と支出、それぞれ減額となっているわけですが、こちらの要因につきましては、前年度におきまして、ストックマネジメントの策定を行いました。それに伴います支出と国庫補助金の収入、こちらがいずれもあったためであります。

それから、250ページの第4条、資本的収支でございます。

まず収入につきましては、前年度比8万5,000円の減となっております。

主な収入は、一般会計からの負担金として7,995万3,000円を見込んでおります。

それから、支出ですが、前年度比1,505万4,000円の増額となっております。増額となりました要因につきましては、企業債償還金、それから建設改良費の増などによるものであります。

以上です。

○議長（三澤一男君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第18号から議案第24号について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託について

○議長（三澤一男君） 日程第33「議案の委員会付託について」を議題とします。

本日提出されました議案第3号から議案第24号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議は、これにて閉議し散会といたします。

(午前10時47分)
